東京 2020 大会期間における
ホテルシップ運営の協議対象者公募要項

2018 年４月６日
東京都港湾局港湾経営部

目　　次

◆公募及びその後のスケジュール概要..... 1

◆公募の趣旨..... 2

Ⅰ　申込資格..... 2

Ⅱ　対象施設の概要..... 3

Ⅲ　ホテルシップ運営に関する条件..... 4

Ⅳ　覚書及び基本協定の締結について..... 6

Ⅴ　申込方法及び協議対象者の選定について..... 7

Ⅵ　対象港湾施設の使用許可..... 9

【参考資料】
○　15 号地木材ふ頭位置図..... 13
○　ホテルシップ利用の許容範囲エリア図・係船柱の整備予定図..... 14
○　東京港港湾施設使用料（平成 30 年４月１日現在）抜粋..... 15

公募及びその後のスケジュール概要

公募要項公開　・・・・2018 年４月　６日

見学会申込締切　・・・・2018 年４月 11 日

現地見学会　・・・・2018 年４月 13 日

申込締切　・・・・2018 年４月 20 日

審査会　・・・・2018 年４月 24 日　※申込締切後の書類確認通過者対象
（書類・ヒアリング審査）

抽選決定　・・・・2018 年４月 26 日　※資格要件を全て満たす者が複数の場合

覚書締結

１年程度

協議期間

基本協定締結　・・・・2019 年３月末頃目途

使用許可　・・・・使用許可条件、本要項に定める資格要件及び運営条件等を満たすことが確認できた時点

設備等の設置

運営開始

運営終了

2020 年７月１日から同年９月 30 日までの範囲

設備等の撤去

公募の趣旨

東京都港湾局（以下「都」という。）では、東京 2020 大会前後にクルーズ客船を一定期間にわたりホテルとして活用すること（以下「ホテルシップ」という。）を通じて東京港のクルーズ客船誘致につなげるため、ホテルシップの受入を行います。

ホテルシップを運営するに当たっては、安全性の確保、港湾施設の維持保全、港湾機能の確保及び他のふ頭利用者への配慮等、多岐に渡り十分な対策が求められます。

ついては、ホテルシップ運営を適切に行うため、ホテルシップ運営者の選定に当たっては、港湾施設の使用許可条件に加え、特別に資格要件及び運営条件を設定し、これらを満たすことのできる者を協議対象者として選定するため、広く公募を行います。

Ⅰ　申込資格

この公募に申込みができる者は、次の資格要件を全て満たす者とします。

資格要件

(1) 外航クルーズ船を運航する船会社であること。

(2) 日本国内の公共ふ頭に(1)の船会社が運航する外航クルーズ船を係留し、支障なく乗客の乗下船を行った実績を有すること。（ホテルシップを実施するクルーズ客船以外の船舶でも可）

(3) 2019 年及び 2020 年に東京港へ(1)の船会社が運航する外航クルーズ船を 10 回以上入港させる具体的な配船計画を有すること。2019 年については、2018 年４月５日までにバース予約済みのものに限ります。（ホテルシップを実施するクルーズ客船以外の船舶でも可）

(4) (1)の船会社が運航する外航クルーズ船のうち、総トン数２万トン以上かつ客室数 180 室以上で、東京ゲートブリッジを安全に通過できる外航クルーズ船をホテルシップとして用意できること。

(5) 本要項で運営条件として定める上下水設備設置等が可能な資金体力があること。

(6) ホテルシップの運営体制が定まっていること。

(7) 本要項に定める運営条件等を遵守できること。

Ⅱ　対象施設の概要

(1) 対象施設の所在するふ頭の名称
15 号地木材ふ頭

(2) 所在地
東京都江東区若洲一丁目５番８号
※ 参考資料１「15 号地木材ふ頭位置図」参照

(3) 施設概要　※15 号地木材ふ頭のうち、ホテルシップ運営者が利用できる部分
ア　係留施設
ア）岸壁延長 240m×２バース（LB、LC）
※ ただし、LC バースについては、このうち一部を対象とします。
イ）水深－12m
ウ）係船能力（現行）25,000D.W.T
※　2020 年の対象期間までに、参考資料２「ホテルシップ利用の許容範囲エリア図・係船柱の整備予定図」のとおり係船柱の整備を計画し、係船能力の向上を見込んでいます。
具体的には、都で任意の７万総トン級のクルーズ客船をモデルとした検証をもとに、風速 15m/s 以上の係留能力を確保できる係留施設の整備を予定しています。ただし、対象船舶によってこの条件は前後するものですので、ご留意ください。
イ　港湾施設用地
原則、LB、LC バースの岸壁及び背後地のうち 40m×200m程度の範囲を対象とします。
※　参考資料２「ホテルシップ利用の許容範囲エリア図・係船柱の整備予定図」参照
同ふ頭は、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成 16 年法律第 31 号）（以下「国際船舶・港湾保安法」という。）の対象エリアの中にあるため、同法に基づく保安規程に従っていただく必要があります。また、ふ頭出入口からホテルシップ利用の許容範囲エリアにつながる通路の周辺は、木材荷役を行う事業者（以下「ふ頭利用者」という。）が使用許可を受けているエリアになりますので、支障とならないようにしてください。

(4) その他基礎情報
ア　上下水設備
ふ頭内に上下水道の設備はありません。ホテルシップ運営者の負担でふ頭外の公共上下水道へ接続するための管の敷設や関連する設備を導入する必要があります。
イ　電力の供給機能
ふ頭内には、船舶に十分な電力を供給する機能はありません。利用者の負担で船舶内の発電などにより電力を確保する必要があります。
ウ　ふ頭の路面の状況
岸壁から背後地にかけて、傾斜や段差が存在します。設備類を設置する場合は留意してください。
エ　エアドラフトの制約
当該ふ頭の入出港においては、東京ゲートブリッジ（桁下高 52.60m）の通過を伴いますので、ホテルシップとして利用できる船舶のエアドラフトには制約があり

ます。また、航行安全確保のため、今後検討される航行安全対策において所定の対策を求められた場合は、必ず対応していただく必要があります。

Ⅲ　ホテルシップ運営に関する条件

Ⅵ「対象港湾施設の使用許可」に定める条件等の他、ホテルシップ運営に関して、特別に次の条件を満たすことを求めます。

運営条件

(1) ふ頭内の安全管理

ア　ホテルシップ利用エリア

あらかじめふ頭内でホテルシップ運営のために利用を認められたエリアについては、東京木材埠頭株式会社、ふ頭利用者及びホテルシップ運営者と協議の上、それぞれの責任でホテルシップの乗客等の安全を確保する措置を講じてください。

イ　出入管理

徒歩でのふ頭の出入はできません。原則、ふ頭出入口からホテルシップ利用エリアまでの移動は、あらかじめ登録し管理された車両で行ってください。また、車両はホテルシップ運営者側で確保してください。

ウ　出入時間帯

ふ頭利用者が作業する時間帯の平日８：30 から 16：00 までの間については、出入する車両の台数に制限を設ける予定です。具体的な時間当たりの台数は、港湾管理者、東京木材埠頭株式会社及びふ頭利用者と協議して決定してください。

エ　警備人員の配置

ふ頭出入口のゲート及びホテルシップ利用エリア出入口の２か所について、ホテルシップ運営者側が立哨警備員を配置してください。また、このうちふ頭出入口の警備については、国際船舶・港湾保安法に規定する出入管理を行う必要があるため、保安確保のために必要な措置については、国土交通大臣、埠頭保安管理者及び東京木材埠頭株式会社からの指示に従ってください。

オ　警備に関するその他留意事項

本要項に定めのない警備に関する事項については、国土交通大臣、埠頭保安管理者及び東京木材埠頭株式会社と協議の上対応を決定してください。

カ　補給等の作業

食材等の補給や準備等の作業を行う場合は、原則、ふ頭利用者が作業する時間帯の平日８：30 から 16：00 まで以外とし、東京木材埠頭株式会社及びふ頭利用者と協議の上必要な安全対策を講じてください。

(2) インフラ利用及び導入条件について

ア　(1) の安全管理を行うため、適切な高さ・材質を有し、かつ、撤去可能なフェンスを設置し、ホテルシップ利用客等の安全を確保してください。

イ　ホテルシップまでの上水の供給を受けるための所定の手続をし、ふ頭外の公共上下水道の接続地点までの配管・ポンプ等の撤去可能な設備を設置してください。

ウ　上水の使用水量については、イの設備等により供給を受けることにより周囲に与える影響を、原則、損失水頭 0.02Mpa 以内に留める範囲で利用してください。

（参考）配管の仮設位置を仮定した任意の推計によって、30～40 ㎥/ｈ程度の水量の利用が可能であると見込んでいます。ただし、これは任意の条件を基に独自

で計算した理論値であり、確約できるものではありませんので、実際の運営に当たっては、事前に専門業者による調査を行った上で行うことを推奨します。

エ　ホテルシップ運営に当たり発生する汚水等は、船舶内で浄化処理したものも含め、海中に排出することを禁止します。ホテルシップから発生する汚水等は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づいた届け出を行い、所定の下水排除基準を満たした上で公共下水道へ排出することとし、撤去可能な下水道までの配管や基準を満たす浄化のための設備を設け、東京都下水道条例（昭和 34 年東京都条例第 89 号）に基づく水質管理を行ってください。なお、下水排除基準を満たすことができない特殊な汚水がある場合は、それぞれ適切な処理を行う業者に委ねてください。

○ 東京都下水道局ホームページ「水質規制情報」
http://www.gesui.metro.tokyo.jp/contractor/regulation/information/index.html

（参考）ウ及びエの上下水の配管設備等の設置にかかる費用を、都で想定する任意の条件設定で見積もりを行ったところ、２社の平均で約 1.6 億円となりました。ただし、これは専門業者の調査を経ずに独自の想定のもとに積算されたものですので、参考値としてご利用ください。

オ　インフラ利用及び導入時には、国際船舶・港湾保安法に基づき、必要な措置を講じてください。

カ　廃棄物処理については、船内及び港湾施設内においての焼却を行うことを禁止します。ふ頭が属する地方公共団体の取扱いに従ってください。

キ　ふ頭内に設置した設備等は、ホテルシップの運営終了後、速やかに全て撤去し、港湾施設の原状回復を行ってください。

(3)　費用負担

(1)及び(2)を含め、ホテルシップの運営に当たり必要となる設備等の設置に係る経費は、係留施設の整備にかかる費用を除き、原則、全てホテルシップ運営者側の負担となります。また、ホテルシップ運営をしなくなった場合においても、ホテルシップ運営者側に発生した経費については、都は負担しないものとします。

(4)　周辺者への配慮

ホテルシップの運営に当たり周辺者への影響が懸念される場合は、周辺者と調整を行い、支障を与えないよう円滑なホテルシップ運営に努めてください。とりわけ、次の関係者については、密な連携を行ってください。

ア　東京木材埠頭株式会社及びふ頭利用者
イ　江東区及びこれに準じる者
ウ　東京 2020 大会の警備及び輸送等の関係者
エ　その他影響が懸念される者

(5)　その他各種許認可や法令遵守について

各港湾施設の使用については、あらかじめ東京都港湾管理条例（平成 16 年東京都条例第 93 号）及び東京都港湾管理条例施行規則（平成 16 年東京都規則第 104 号）に規定する使用許可を受ける必要があるほか、ホテルシップ運営にともなって必要となる各種許認可や手続等を法令規則に従い適切に行っていただく必要があります。

【例】港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）、入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）、下水道法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等

実施に向けての手続や準備においては、国によりホテルシップ実施に向けたガイドラインが 2018 年度後半を目途に提示される予定ですので、これを参考としてくださ

い。ただし、本要項の条件と異なるものについては、東京港でのホテルシップは本要項の条件に従うものとします。

なお、ホテルシップの営業形態や旅館業法上の許可内容によっては、利用できる客室に制約を受ける可能性もあります。

(6) 実施体制や運営内容を変更する場合は、事前に都及び影響を受けることが見込まれる関係者と協議し、合意を得た場合に限り認めることができるものとします。

(7) 本要項に定める運営条件に反する方法は原則として認めません。ただし、他の方法によることの妥当性が十分に確認できた場合は、この運営条件と異なる方法を認める場合があります。

(8) 本要項に係るもののほか、都との間で生じた権利義務等は、他者へ譲渡できないこととします。

(9) 都との手続、協議及び調整は、原則として日本に籍を置く船舶代理店等の代理人を介して行うこととし、当該代理人による対応ができない場合においても、日本語を用いて行っていただきます。

Ⅳ　覚書及び基本協定の締結について

1　覚書の締結について

Ⅲ「ホテルシップ運営に関する条件」に合意し、かつ資格要件を満たしホテルシップを実施できる者は、Ⅴ「申込方法及び協議対象者の選定について」に従って申込みをし、審査を経て選定された者は、ホテルシップ運営に向け、協議対象者として都と覚書を締結していただきます。

(1) 覚書の内容

覚書締結に当たっては、次の趣旨に合意していただくことを求めます。

ア　ホテルシップ運営に向け都と協議を行い、都の助言指導を受けること。

イ　本公募要項に定める諸条件を遵守すること。

ウ　東京港寄港の促進及び東京 2020 大会の成功に向け協力すること。

エ　別途協定を締結するまでの間は、いずれか一方の申し出により、この覚書を解除することができること。

(2) 覚書締結後

協議対象者は、この公募要項に定める運営条件等に沿って、都と協議しながらホテルシップ運営に向けた準備を進めてください。都は、協議対象者と官公庁等との調整に、必要に応じて協力します。

2　基本協定の締結について

協議対象者は、途中で覚書を解除する場合を除き、ホテルシップ運営に向けて都と協議を進め、運営内容の詳細が確定次第、都と協定を締結するものとします。

なお、協定内容については、両者協議の上決定することとします。

Ⅴ　申込方法及び協議対象者の選定について

１　協議対象者の資格要件

Ⅰ「申込資格」に列挙する全ての資格要件を満たす者とします。

２　申込手続

(1) 公募要項の配布

公募要項は、公表以降、東京都港湾局のホームページからダウンロードできます。窓口及び郵送等での配布は行いません。

【公表期間】2018 年４月６日（金曜日）午後２時から同年４月 20 日（金曜日）午後５時まで

【ホームページアドレス】

http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/business/user/hotelship_koubo/index.html

(2) 現地見学会

１の資格要件を満たすことが見込まれる申込予定者に対して、現地見学会を開催します。申込予定者は、原則として現地見学会に参加してください。

また、申込資格を有する者の代理店等、代理人の参加ができるものとします。

対象施設は、ふ頭利用者が業務を行っており、セキュリティー等の特別な配慮が必要であることから、本見学会以外で申込予定者等が自ら現地見学を行うことはできません。また、ふ頭内の撮影は、あらかじめ了解を得た場所に限るものとします。

ア　開催日時

2018 年４月 13 日（金曜日）午前 10 時から午後２時までの間で後に指定する時間

※詳細の時間は、ウの参加申込が認められた者に連絡します。

イ　集合場所

江東区内

※詳細の集合場所は、ウの参加申込みが認められた者に連絡します。

ウ　参加申込

現地見学会の参加を希望する申込予定者は、様式１「現地見学会参加申込書」(※代表者印不要）に必要事項を記入し、Ⅰ「申込資格」の資格要件(1)及び(2)が客観的に確認できる書類を添付の上、2018 年４月 11 日（水曜日）午後５時までに、電子メールで申し込んでください。この際、必ず受信確認の設定を行ってください。

なお、申込みは、原則１法人３名以内（代理人も含む。）とします。

○ 現地見学会参加申込書送付先のメールアドレス

S0000517@section.metro.tokyo.jp

※ 書類確認によって資格要件が認められない場合は、参加することはできませんのでご留意ください。その場合、詳細の時間及び集合場所の連絡はいたしません。

(3) 申込みに関する質問

公募要項に関して質問がある場合は、様式２「質問書」に必要事項を記入し、2018 年４月 11 日（水曜日）午後５時までに、電子メールで送付してください。この際、必ず受信確認の設定を行ってください。

○ 質問書送付先のメールアドレス
S0000517@section.metro.tokyo.jp

電話や来訪など口頭による質問及び申込状況や他の申込予定者の提出書類の内容に関する質問は受け付けません。また、ふ頭利用者等関係者に対し、直接問合せ等を行うことはしないでください。

なお、受け付けた質問は、現地見学会に参加した申込予定者全員に対し、回答することを予定しています。

(4) 申込みについて

ア　申込書類

様式３「申込書」(※代表者印必要)、様式４、様式５「資格要件確認票」及びⅠ「申込資格」の資格要件(1)～(6)を満たしていることが確認できる次の書類を添付してください。

ア）船会社の登記簿謄本またはそれに準ずる書類
イ）港湾管理者の使用許可書など船会社の運航するクルーズ船が日本の公共ふ頭に寄港したことがわかる書類
ウ）船会社作成の配船計画書（様式自由）
エ）ホテルシップに供するクルーズ船の諸元がわかる書類（様式自由）
オ）船会社の財務諸表など、船会社の財務状況がわかる書類
カ）提携する企業や各部門の担当者などがわかる書類（様式自由）

イ　提出締切日時

2018 年４月 20 日（金曜日）必着　※持参の場合は当日午後５時まで受付

ウ　提出方法

申込書類は、下記住所まで郵送又は直接持参してください。
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都庁第二本庁舎８階南側
東京都港湾局港湾経営部振興課誘致推進担当

(5) 使用言語及び単位

提出書類、合意文書、調整等における言語は日本語とし、長さの単位はメートル法、通貨の単位は日本円を使用するものとします。

(6) 申込書類の取扱い

提出いただいた申込書類は返却しませんので、ご注意ください。

(7) 公募要項の承諾

様式３「申込書」の提出により、本公募要項の記載内容、条件等を申込者が承諾したものとみなします。

３　協議対象者の選定方法

(1) 審査会による資格要件の確認

審査会を設置し、Ⅰ「申込資格」に列挙する資格要件が満たされているか書類審査及びヒアリングにて各要件の適否を確認します。

ただし、Ⅰ「申込資格」の資格要件(1)及び(2)が書類確認にて明らかに認められない者は失格となり、審査会への出席はできません。その場合、詳細の時間及び集合場所の連絡

はいたしません。

ア　審査会（書類審査及びヒアリング）日時

2018 年４月 24 日（火曜日）午後１時～午後５時の間で後に指定する時間

※ 詳細の時間は、審査会への出席が認められる者に連絡します。本連絡は、遅くとも 2018 年４月 23 日（月）午後５時までに行います。

イ　集合場所

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都庁第二本庁舎８階南側
東京都港湾局港湾経営部振興課誘致推進担当
電話(直通)：03-5320-5529

ウ　持参するもの

様式３「申込書」に記載する者であることを証明できる身分証を持参してください。

なお、様式３「申込書」に記載する者以外が出席する場合は、その者に対する委任状を持参してください。

エ　審査結果

審査会終了後２～３日以内に連絡します。全ての資格要件を満たすとみなされた者が一者の場合は、Ⅳ「覚書及び基本協定の締結について」１の覚書を締結することができます。

(2) 抽選による協議候補者の順位設定

(1)の審査会により、資格要件を満たすとみなされた者が複数いる場合は、抽選にて候補者の順位を決定し、最上位の者と覚書を締結するものとします。ただし、最上位の者と覚書の締結に至らない場合又は締結後に解除された場合は、以下同様に、上位の者から順に覚書を締結することができるものとします。

ア　抽選日時

2018 年４月 26 日（木曜日）午後１時から午後５時までの間で後に指定する時間

イ　集合場所

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都庁第二本庁舎８階南側
東京都港湾局港湾経営部振興課誘致推進担当
電話(直通)：03-5320-5529

ウ　持参するもの

様式３「申込書」に記載する者であることを証明できる身分証を持参してください。

なお、様式３「申込書」に記載する者以外が出席する場合は、委任状（任意の様式で可）を持参してください。

Ⅵ　対象港湾施設の使用許可

※　これは、今回の公募の選定手続の結果、協議対象者となった者が、都との協議終了後に行う手続です。

ホテルシップの対象となる港湾施設は、15 号地木材ふ頭内にある施設のうち、都が認めるエリアにある港湾施設用地及びこれに隣接する係留施設となります。所定の条件を満たし、ホテルシップ運営を行うに当たっては、あらかじめこれら港湾施設の使用許可を受けていただく必要があります。

１　港湾施設用地の使用許可

(1)　使用許可の対象施設及び範囲

対象施設は、Ⅱ「対象施設の概要」(3)イの「港湾施設用地」となります。

対象範囲は、参考資料２「ホテルシップ利用の許容範囲エリア図・係船柱の整備予定図」の該当エリアを基本としますが、上下水設備等の設置に必要なエリアについては、ふ頭利用者に支障のない範囲で港湾施設用地の使用を許可するものとします。また、それ以外の事由でも、その必要性とふ頭利用者に支障がないことを確認できれば、港湾施設用地の使用を許可する場合があります。

(2)　使用許可の対象期間

ホテルシップ運営は、2020 年７月１日から同年９月 30 日までの範囲で、一隻が対象港湾施設用地に隣接する係留施設に係留し、ホテルシップ運営を行う期間を対象（安全上の事由で一時的に離岸する場合を除く。）とし、その期間について使用許可を行うものとします。

この間のホテルシップ運営に必要な上下水管等の設備を設置するため、この期間以外に港湾施設用地の利用をする場合は、ふ頭利用者に支障のない範囲で、原則１月単位で使用許可を受けることができるものとします。ただし、いかなる場合も、2021 年３月 31 日を越えて使用許可を受けることはできません。

(3)　使用料の徴収

使用日数にかかわらず、使用料は１月単位となり日割り計算は行いません。使用料は、使用許可書交付後、使用期間分を一括して請求します。都の指定した日までに必ず納付してください。

使用料は、参考資料３「東京港港湾施設使用料（平成 30 年 4 月 1 日現在）抜粋」を参照してください。

なお、一度納付された使用料については、原則還付できません。

(4)　設備等の設置

ア　ホテルシップ運営者が自ら港湾施設用地内に設備等を設置する場合は、設置物の基礎は原状回復できる程度のものとしてください。設置又は原状回復に当たっては、既存の施設の構造に大きな影響を与え若しくは大幅な改変を要するものは原則として許可しません。

イ　設置に当たり、別に関係法令に基づく手続を必要とする場合は、ホテルシップ運営者において当該手続を完了し、又は完了する見込みのある場合に限り設置を許可するものとします。

ウ　設置の可否については、個々の設置許可申請に基づき判断するものとします。

エ　ホテルシップ運営者は、使用終了後、設備の撤去等原状回復をしてください。

２　係留施設の使用許可

(1)　対象施設

Ⅱ「対象施設の概要」(3)アの「係留施設」となります。岸壁延長 240m×２バース（LB、LC）のうち、LB 及び LC バースの一部が対象となり、１隻が使用許可を受けることができます。使用料は参考資料３「東京港港湾施設使用料（平成 30 年 4 月 1 日現在）抜粋」を参照してください。

(2)　使用許可の対象期間

対象期間は、2020 年７月１日から同年９月 30 日までの範囲で、かつ１のホテルシップ運営に必要な港湾施設用地の主たる部分の使用許可を受けている期間内とします。使用許可は、係留する日時間を単位とします。

(3)　使用許可の対象者

１の港湾施設用地の使用許可を受けている者とします。

(4)　使用許可の取り消し

１の港湾施設用地の使用許可を失った場合は、(3) の要件を満たさなくなったものとして、当該係留施設の使用許可を取り消します。

(5)　使用料の徴収

使用実績がある月の翌月に当該月分の使用料をまとめて請求します。また、係留期間が月をまたぐ場合は、離岸日が属する月の翌月にまとめて請求します。

使用料は、参考資料３「東京港港湾施設使用料（平成 30 年 4 月 1 日現在）抜粋」を参照してください。

なお、一度納付された使用料については、原則還付できません。

３　申請方法等

(1)　使用許可申請

Ⅴ「申込方法及び協議対象者の選定について」に定める手続並びにホテルシップ運営に係る全ての協議が整い、ホテルシップ運営者となった者が使用許可申請を行います。ホテルシップ運営者は、遅くとも、該当する各港湾施設の利用を開始する月の前月 15 日までに、申請書類を(2)の提出先に提出し、使用許可を受けてください。

係留施設の使用許可については、事前に該当する港湾施設用地の使用許可を受けている必要があります。

(2)　申請書の提出窓口及び問合せ先

東京都港湾局港湾経営部振興課誘致推進担当
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都庁第二本庁舎８階南側
電話(直通)：03-5320-5529

(3) 港湾施設用地の使用許可申請書類

ア　港湾施設使用許可申請書（都の定める様式による。）
イ　使用申請する部分（区画）を表示した施設現況図
ウ　運営計画書
　Ⅲ「ホテルシップ運営に関する条件」の運営条件に沿った詳細な運営計画
エ　設備等の設置にかかる書類
　Ⅲ「ホテルシップ運営に関する条件」の運営条件に列挙するもののほか、申請者が必要とする設備等にかかる次の書類をご提出ください。
　ア）　設置の目的及び設置する設備等の概要を記載した書類
　イ）　工事仕様書
　ウ）　図面
　エ）　工程表その他必要な書類
　オ）　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の他法令による手続を要した場合

はその確認書類

オ　使用許可期間中に施設を返還しようとするときは、原則として、使用を終了しようとする月の 15 日までに「港湾施設用地返還届」（都の定める様式による。）と返還する区画を表示した施設現況図を都に提出してください。

なお、アからエまでの書類のほか、安定してホテルシップを運営することができることを確認するため、寄港実績や経営状況等にかかる資料を求める場合があります。

(4)　使用許可申請の前提条件

港湾施設用地の使用許可を受けるには、Ⅳ「覚書及び基本協定の締結について」の手続を経る必要があります。また、係留施設の使用許可を受けるには、この港湾施設用地の使用許可を受けている必要があります。

(5)　使用許可に関するホテルシップ運営者の責務

使用許可を受けたホテルシップ運営者は、施設の使用に当たり、東京都港湾管理条例、東京都港湾管理条例施行規則及び使用許可に際して付された使用許可条件に定める事項を遵守するとともに、善良な管理者として施設を使用する責務を負います。

(6)　係留施設の使用許可申請書類

係留施設使用許可申請書（都の定める様式による。）

※ 事前に対象の港湾施設用地の使用許可を受けていることを確認します。

(7)　申請書類の入手先

東京都港湾局申請様式ダウンロードサービス一覧よりダウンロードしてご利用ください。

【ホームページアドレス】

http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/business/user/download/

参考資料１：15 号地木材ふ頭位置図

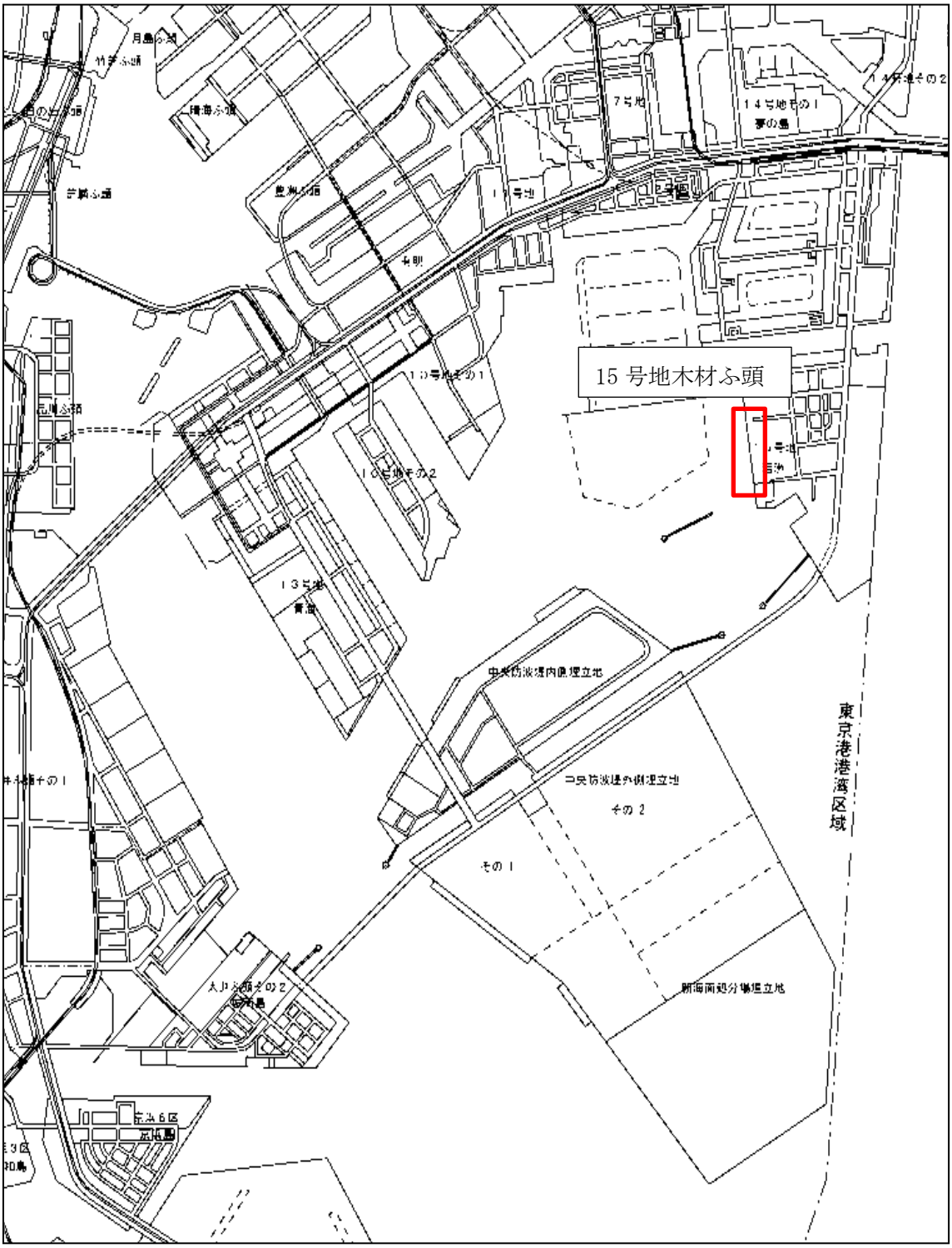

【参考資料2】ホテルシップ利用の許容範囲エリア図・係船柱の整備予定図

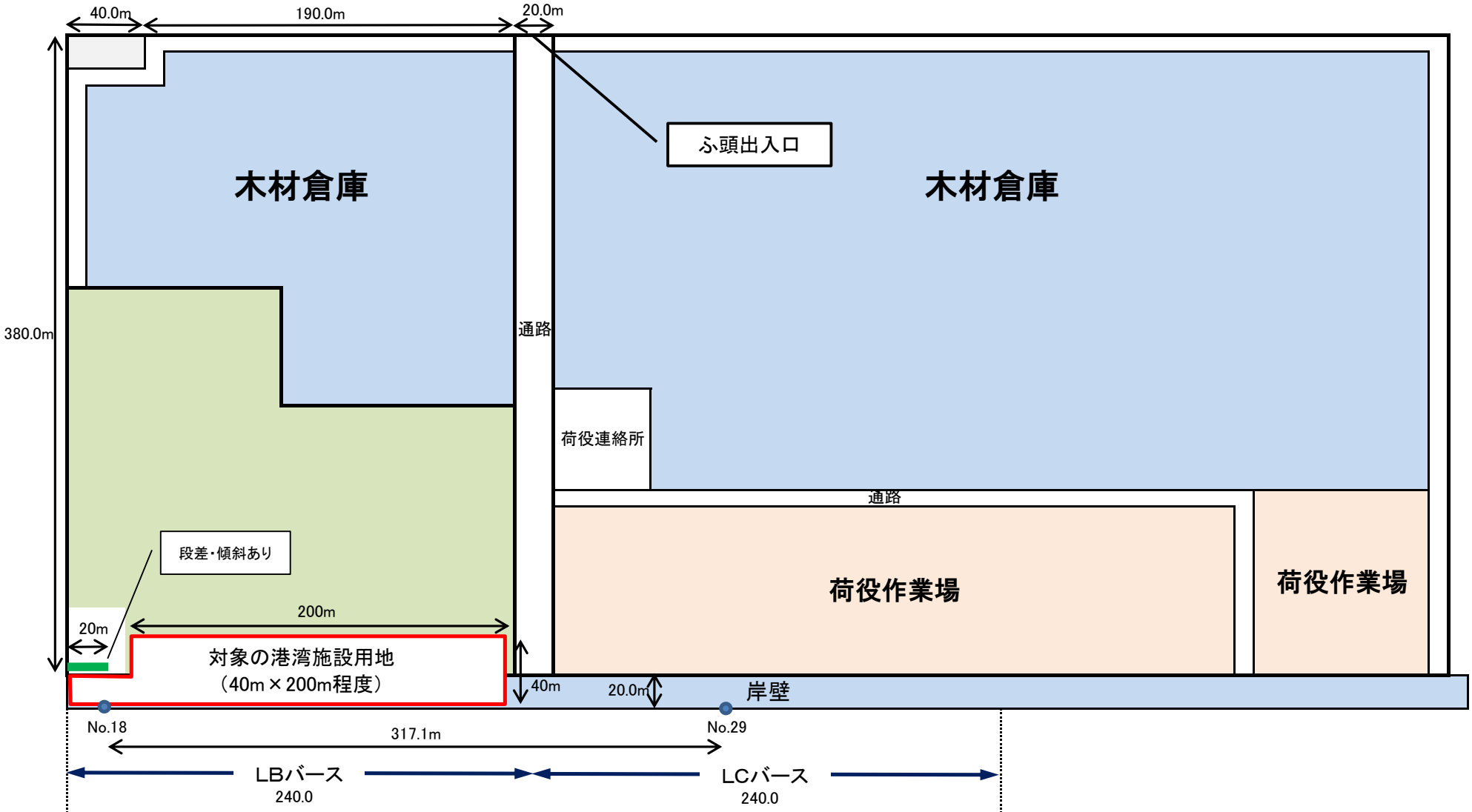

【係船柱の整備予定図】　原則としてNo.18～29の係船柱を使用していただきます。

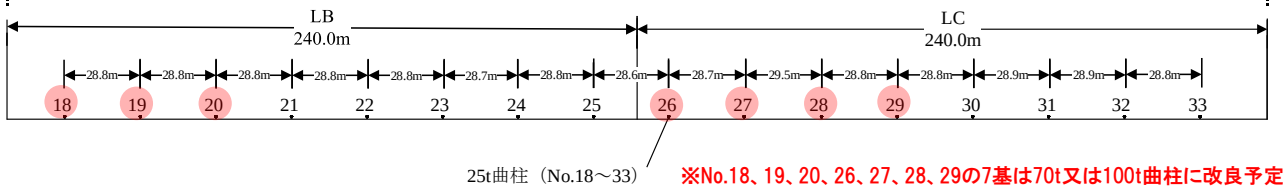

参考資料３：東京港港湾施設使用料（平成 30 年 4 月 1 日現在）抜粋

施設名					基準	料金（円）
岸壁（係留施設）					（総トン数１トンにつき）１時間未満	3.70
					１時間以上２時間未満	7.30
					２時間以上 12 時間まで	10.05
					12 時間を越える１２時間までごとに	6.70
港湾施設用地	地下埋設物	最大口径 10cm 未満			１月 1m までごとに	19
		〃 50 〃			〃	57
	架空管	最大口径 10cm 未満			１月 1m までごとに	200
		〃 50 〃			〃	570
	その他	地上構造物 注	固定式（港湾関係業者等がその事業に使用する場合）	定期使用	１月１㎡までごとに	364
			上記以外の場合		〃	454
			移動式		１月移動範囲１㎡までごとに	164
		地下構造物			１月１㎡までごとに	200
		港湾駐車場として使用			１月１㎡までごとに	364
		標識又は案内板			１月１㎡までごとに	454
		送電塔、無線塔等			１月１㎡までごとに	454
		水道管、下水管、ガス管（最大口径 50cm 以上のもの）			１月１㎡までごとに	200
		地下変電所	地上露出部分		１月１㎡までごとに	454
			地下部分		１月１㎡までごとに	200
		工事用板囲い、足場、詰所等			１月１㎡までごとに	440
		上記以外のもの	定期使用		１月１㎡までごとに その都度知事が定める	454 円を超えない範囲で
			一般使用		１日１㎡までごとに	12

注　地上構造物で固定式及び移動式のもののうち、高架式又は空間を使用するものは、５割とする。

詳細は「東京港港湾料率表 2017」の「東京都所管の港湾関係使用料」をご確認ください。

http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/business/user/ryourituhyou/2016.html

（様式１）

現　地　見　学　会　参　加　申　込　書

2018 年　月　　日

東　京　都　港　湾　局　長　殿

《申込者》※公募要項の資格要件を満たす者
住　　所

法　人　名

代表者の氏名

東京 2020 大会期間におけるホテルシップ運営の協議対象者公募要項の趣旨に従い、下記のとおり現地見学会に参加を希望します。

１　現地見学会参加者

法人名及び役職	氏　名

２　連絡先

法人等の名称	
担当者氏名及び連絡先	部　署　名： 担　当　者： 電　　話： 電子メール：

※公募要項に規定する資格要件(1)(2)を有していることを確認できる書類を添付してください。

（様式２）

質　問　書

いただいた質問については、現地見学会に参加した申込予定者全員に対し回答することを予定しています。申込予定者からの質問数が多い場合は、回答対象をしぼらせていただくこともございますので、優先度が高いものから順にご記入ください。

なお、質問欄は自由に増やしていただいて結構です。

１　質問内容

２　連絡先

法人等の名称	
担当者氏名及び連絡先	部　署　名： 担　当　者： 電　　話： 電子メール：

（様式３）

申　込　書

2018 年　月　　日

東　京　都　港　湾　局　長　殿

《申込者》※公募要項の資格要件を満たす者

住　　所

法　人　名

代表者の氏名　　印

東京 2020 大会期間におけるホテルシップ運営の協議対象者公募要項の趣旨に従い、次のとおり審査会及び抽選会に出席したいため、申込みます。

１　審査会出席者

法人名及び役職	氏　名

２　抽選会出席者

法人名及び役職	氏　名

３　連絡先

法人等の名称	
担当者氏名及び連絡先	部　署　名： 担　当　者： 電　　話： 電子メール：

※公募要項に規定する資格要件(1)～(6)を有していることを確認できる書類を添付してください。

資格要件確認票 【資格要件(1)(2)(4)】　　様式4

1　法人情報

(1) 法人名

(2) 代表者名

(3) 本社所在地

2　運航実績

現在運航している主たる外航クルーズ船を挙げてください。

客船名	総トン数	客室数

3　東京2020大会期間に東京港にホテルシップとして利用を予定する外航クルーズ船

客船名	総トン数	客室数

4　寄港実績

日本国内の公共ふ頭に外航クルーズ船を寄港させた実績を、1寄港1回として挙げてください。

年月日		発着地		客船名	総トン数
発	着	発	着		

資格要件確認票 【資格要件(3)】

様式５

◆ 東京港への寄港予定

・2019年及び2020年に東京港に予定する寄港（発着含む）を、少なくとも10回ご記入ください。
2019年については、2018年４月５日時点でバース予約済みのものを記入するものとします。

・寄港希望地は、下記の状況を考慮して希望するふ頭に〇をつけてください。大会セキュリティーの都合等により別のふ頭をご案内する可能性もあります。

※青海：東京2020大会直前にオープンを予定している新客船ターミナルです。
※晴海：2020年２月１日から同年１２月３１までは利用できません。
※大井：原則、土日利用に限定されます。

	年月日	客船名	総トン数	寄港希望地		
				青海	晴海	大井
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						
⑱						
⑲						
⑳						